

議第 3 号

刈谷田川土地改良区 建設等更新 積立計画（案）

令和4年3月 総代会 議決
刈谷田川土地改良区

1 積立ての目的

本積立計画は、本土地改良区が管理する事務所等の建物等及び本土地改良区が管理する事務所等の建物等に関連する施設について、大規模修繕及び施設更新事業（以下「施設更新事業等」という。）に係る費用の積立てを行うために必要な事項を定めるものである。

2 積立計画の内容

(1) 積立期間

令和4年度から令和53年度まで（50年間）

(2) 積立総額

225,000千円

(3) 積立期間中の毎期の積立額

4,500千円を限度として積み立てるものとする。

3 施設更新事業等の概要

本積立計画で予定する施設更新事業等に係る対象施設、費用の概算額及び工事の予定時期は、次のとおりである。

(1) 施設更新事業等に係る対象施設

有形固定資産（建物及び附属施設）

(2) 費用の概算額及び自己負担予定額

費用の概算額（取得価格より） 225,435千円

自己負担予定額 225,435千円

(3) 工事の予定時期

令和54年

4 積立金の積立て・取崩しによる土地改良区収支への影響

積立期間である令和4年度から令和53年度までの毎年度は、積立てを行う前年度と比較し、毎年度4,500千円の積立額の増となる。

5 積立額の算定方法

土地改良区が管理する事務所の減価償却費を基礎として、その額を每期積立てるものとする。

6 その他

- (1) 本積立計画を変更する場合には、総代会の承認を得なければならない。
- (2) 積立金の管理のために必要な規程は、別途理事会で定めるものとする。

附 則（令和4年3月16日の総代会で議決）

- 1 この積立計画は、議決の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月16日 提出

刈谷田川土地改良区

理事長 河村 則夫